

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に伴う 健康保険証の廃止について

1 マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 推移

- ① 令和3年10月20日__オンライン資格確認等システムの運用開始
マイナ保険証の提示による医療機関受診が可能に。
- ② 令和5年12月27日__改正マイナンバー法の施行日決定
健康保険証の廃止日が令和6年12月2日に決定。
経過措置により、廃止日から最長1年間は健康保険証を使用可能。

(2) マイナ保険証を保有していない場合

- ① 健康保険証の使用期限
令和6年12月1日までに発行された健康保険証は、改正マイナンバー法の経過措置により、券面に記載された有効期限まで使用が可能。
- ② 資格確認書の交付
保有する健康保険証の有効期限経過前に、無申請・無償で「資格確認書」が交付され、従来のとおり医療機関受診が可能。

2 あま市国民健康保険の対応

(1) 被保険者証の有効期間

これまで、被保険者証の有効期間を1年（4月1日～3月31日）としていましたが、**令和6年4月1日以降に使用する被保険者証は有効期間を4か月延長し、令和7年7月31日を有効期限とします。**

有効期限が令和6年3月31日の被保険者証をお持ちの方には、**令和6年3月上旬に更新用被保険者証を郵送**しますが、これが**最後の更新**となります。

(2) 資格確認書の交付

マイナ保険証を保有されていない方には、被保険者証の有効期限が経過する前までに、資格確認書を交付します。

また、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有されていない方が国民健康保険資格取得を届け出た場合は、資格確認書を交付します。

※参考

あま市国民健康保険被保険者のマイナ保険証保有率 59.45% (R6.1.10 現在)